

刈谷市空家等対策協議会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、刈谷市空家等対策協議会条例（平成30年条例第21号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、刈谷市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(日程調整及び招集手続)

第2条 会長は、協議会の会議（以下「会議」という。）の開催日を調整し、市長及び委員に通知するものとする。

(市長の代理)

第3条 市長が会議に出席できないときは、市長の指名する者がその職務を代理する。

(委員の欠席)

第4条 協議会を欠席する委員は、代理人を協議会に出席させ、又は他の委員に議決の行使を委任することはできない。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(1) 刈谷市情報公開条例（平成12年条例第4号）第7条各号に定める非公開情報に該当する内容について審議等を行う場合

(2) 公開することにより、公正又は円滑な会議の運営が阻害され、会議の目的が達成できなくなると認められる場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会が公開しない旨を決定した場合

(会議開催の周知)

第7条 建設部建築課（以下「担当課」という。）は、ホームページなどを通じて、会議の開催に関する情報を広く周知しなければならない。

(傍聴の手続)

第8条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、会議の開催の

当日、所定の場所において、開会の15分前から開会前までの間に、自己の住所、氏名及び年齢を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

(傍聴人の制限)

第9条 傍聴人の定員は、5人とする。ただし、会長が必要と認めたときは、変更することができる。

(傍聴することができない者)

第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、協議会の会議室（以下「会議室」という。）に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (5) 拡声器その他音声を拡声する機器の類を持っている者
- (6) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (7) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

2 児童及び乳幼児は、会議室に入ることができない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第11条 傍聴人は、会議室にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話等の音を発する機器を用い、会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、動画等の撮影及び録音等の禁止)

第12条 傍聴人は、会議室において写真、動画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、事前に会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第13条 傍聴人は、会議を非公開とする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(秩序の維持)

第14条 会長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をし、又は担当課職員に指示させることができる。

2 会長は、前項の指示をし、又は担当課職員に必要な指示をさせたにもかかわらず、傍聴人が指示に従わないときは、傍聴人を退場させることができる。

(臨機の処置)

第15条 この要領に規定していないことであっても、会長は、傍聴について臨機の処置をとることができる。

(議事録の作成及び公表)

第16条 担当課は、次に掲げる事項を記載する議事録を作成し、行政運営上特別の支障がない限り、これを公表しなければならない。

(1) 会議の場所及び開催年月日

(2) 出席及び欠席委員氏名

(3) 出席した関係職員の職氏名

(4) 会議の議題及びその内容並びに審議の経過概要

(5) その他必要な事項

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成30年8月3日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。